

## 平成29年度高齢者等保健福祉サービスの概要

		電話	FAX
彦根市 介護福祉課		23-9660	26-1768
健康推進課		24-0816	24-5870
障害福祉課		27-9981	26-1767
社会福祉課		23-9590	26-1768
医療福祉推進課		24-0828	24-5870
地域包括支援センター	すばる (担当学区：鳥居本)	21-5412	21-5464
	すばる (担当学区：城東、佐和山)	24-0494	24-0408
	ハピネス (担当学区：城西、城北)	27-6702	21-0302
	ハピネス (担当学区：金城、平田)	21-3555	22-2841
	ゆうじん (担当学区：城南、高宮、旭森)	21-3341	21-3306
	きらら (担当学区：城陽、若葉、河瀬、亀山)	28-9323	28-9322
	いなえ (担当学区：稻枝東、稻枝北、稻枝西)	43-7616	43-6711
彦根市社会福祉協議会		22-2821	22-2841
湖東健康福祉事務所	(彦根保健所)	22-1770	26-7540

## 平成 29 年度 高齢者等保健福祉サービス（事業）の概要

彦根市

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害、精神障害の方に福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりサービスを実施する。	社会福祉協議会に申込み	判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方		相談は無料、利用の場合は自己負担有り (減免措置あり)	本人と社会福祉協議会との契約書	社会福祉協議会
車いすの貸出し	外出のため一時的に車いすが必要となった場合短期間での貸出しを行う。	社会福祉協議会に申込み	原則として市内に在住している方	1 回の利用期間は、原則として 1 週間以内	無料		社会福祉協議会
移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」貸出事業	買い物や通院、サロンや宅老所などへの外出を支援することにより、地域における元気で豊かな生活を送ることを目的に、専用車両の貸出しを行う。	社会福祉協議会に申込み	原則として市内に住所を有し、高齢や障害等の理由で移動外出が困難な方、もしくはそういった方々の支援をされる方	1 回の利用期間は、原則として 1 日以内	原則、無料（ただし、50 km 以上利用の場合、利用距離に応じて負担あり）	社会福祉法人彦根市社会福祉協議会移動外出支援用車両「おたがいさんさん号」貸出事業実施要綱	社会福祉協議会
地域サロンの利用	住み慣れた地域で暮らすために不可欠な心身の健康の維持や、近隣住民同士のつながりを深めることを主な目的として開催。	社会福祉協議会に問い合わせ	サロンによって異なる	サロンによって異なる	サロンによって異なる		社会福祉協議会
災害時避難行動要支援者制度	災害発生時もしくは災害が発生するおそれがあるときに、自身や家族の力だけでは安全な場所への避難ができない人が、地域の手助けにより安全な場所に避難してもらうための制度。	「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記入し、社会福祉協議会に提出	次のいずれかに該当する人 ア) 満 75 歳以上の者のみの世帯の高齢者 イ) 要介護 3・4・5 の認定を受けている人 ウ) 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する人 エ) 療育手帳 A1・A2 を所持する人 オ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級を所持する人 カ) 難病患者		無料	彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱	社会福祉協議会

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
健康診査 訪問健康診査 介護家族訪問健康診査 肝炎ウイルス検診	<p>血圧測定・尿検査・血液検査等を実施し、生活習慣病の予防を図る。また主治医がなく、寝たきりで受診できない人、家族の介護が常時必要で受診できない人には、医師による訪問健康診査を実施する。さらに、健康診査と併せて肝炎ウイルス検診を実施する。</p> <p>(平成20年度から4月1日現在39歳以上の医療保険に加入している人は、医療保険者が実施する特定健康診査を受けることになりました。)</p>	<p>I 健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診 受診票持参の上、最寄りの会場にて受診</li> <li>・医療機関委託健診 受診票持参の上、実施医療機関にて受診</li> <li>・訪問健康診査 健康推進課に申込み</li> </ul> <p>II 肝炎ウイルス検診 対象者に通知し、集団健診時または医療機関にて検診を実施</p>	<p>I 健康診査</p> <p>平成30年3月31日を基準に、</p> <p>(1) 集団健診 19～39歳までの健診を受ける機会のない方</p> <p>(2) 集団健診・医療機関委託健診のいずれかを選択 40～74歳の生活保護を受給している方</p> <p>(3) 医療機関委託健診 75歳以上の生活保護を受給している方</p> <p>(4) 訪問健康診査 19～39歳までの健診を受ける機会のない方、または40歳以上の生活保護を受給している方で、次に該当する方</p> <p>① 主治医がいない在宅の寝たきりおよび寝たきりに準ずる方</p> <p>② 要介護者の介護を担う方のうち、訪問による健康診査の実施が必要な方</p> <p>II 肝炎ウイルス検診</p> <p>平成30年3月31日現在、</p> <p>(1) 40・45・50・55・60歳の方で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方</p> <p>(2) 上記の年齢を除く41歳以上の方で、過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方</p>	年1回	<p>I 健康診査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査(集団・医療機関) 1,000円</li> <li>・訪問健康診査 1,000円 (生活保護受給者の方は無料。)</li> </ul> <p>※減免制度が適用できる場合があります。</p> <p>II 肝炎ウイルス検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団検診 600円</li> <li>・医療機関委託検診 1,000円</li> </ul> <p>(対象者(1)の方および70歳以上の方は無料。)</p> <p>※減免制度が適用できる場合があります。</p>	健康増進法 彦根市健康診査負担金徴収条例 彦根市健康診査実施要領 彦根市肝炎ウイルス検診実施要領	健康推進課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
高齢者インフルエンザ予防接種	高齢者のインフルエンザによる重症化および死亡を防ぐことを主な目的として、希望者にインフルエンザ予防接種を実施する。	市指定医療機関に予約  市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されている場合は、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 65歳以上の方 ② 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方	1回(10月～12月指定期間内)	1,390円 生活保護法による被保護世帯は無料(事前に申込み必要)	予防接種法	健康推進課
高齢者肺炎球菌感染症予防接種	高齢者の肺炎による重症化および死亡を防ぐことを主な目的として、希望者に高齢者肺炎球菌感染症予防接種を実施する。	対象者には4月上旬に個別通知しています。  市指定医療機関に予約  市外にかかりつけ医がいる方で、かかりつけ医が滋賀県予防接種医療機関に登録されている場合は、そちらでの接種も可能。 (事前に申込み必要)	① 平成29年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方 ② 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方。およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方  ※ ①は経過措置対象者も含む。経過措置終了後の平成31年度以降は、65歳になる方のみ実施	1回 (過去に23価肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)を接種したことがある方は定期接種の対象外となります。)	2,350円 生活保護法による被保護世帯は無料	予防接種法	健康推進課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
各種がん検診	<p>胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見、早期治療を目的に実施する。</p> <p>検診内容            胃がん検診：胃部エックス線検査            大腸がん検診：便潜血反応検査            肺がん検診：胸部レントゲン検査            喀痰細胞診検査            子宮頸がん検診：頸部細胞診検査            乳がん検診：マンモグラフィ検査（40～49歳は2方向、50歳以上は1方向で実施。）</p>	<p>I 集団検診            電話、FAX、WEB(インターネット)による申込み            肺がん検診については健診会場で申込み</p> <p>II 医療機関委託検診(個別)            ・乳がん検診は事前に電話もしくはインターネットで受診券の交付申請が必要            ・子宮頸がん検診は直接医療機関に受診</p>	<p>平成30年3月31日を基準に、40歳以上の方            (昭和53年3月31日以前に生まれた方)            (子宮頸がん検診は、20歳以上の方(平成10年3月31日以前に生まれた方))</p> <p>喀痰細胞診検査は次に該当する方            50歳以上で喫煙指数(1日平均喫煙本数×喫煙年数)が600以上の方</p>	<p>年1回            (子宮頸がん検診・乳がん検診は、2年に1回。)</p>	<p>500円            ただし、胸部レントゲン検査のみ200円</p> <p>※減免できる制度があります。</p>	<p>健康増進法            彦根市手数料条例            彦根市がん検診実施要綱</p>	健康推進課
<p>※以下の対象の方には、無料クーポン券を配布します。無料クーポン券が届いてから受診してください。</p> <p>【子宮頸がん検診無料クーポン券】            4月1日現在、20歳の方</p> <p>【乳がん検診無料クーポン券】            4月1日現在、40歳の方</p>							
結核健康診断	<p>結核の早期発見、早期治療を図ることを目的として実施する。</p> <p>検査内容            胸部レントゲン検査</p>	<p>集団健康診査会場で申込み</p>	<p>平成30年3月31日を基準に、65歳以上の方(昭和28年3月31日以前に生まれた方)</p>	<p>年1回</p>	<p>無料</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</p>	健康推進課
健康相談	<p>管理栄養士・保健師等による疾病予防生活習慣病予防等の個別指導</p>	<p>健康推進課に申込み</p>	<p>原則として64歳以下の方</p>	<p>規定なし</p>	<p>無料</p>	<p>健康増進法</p>	健康推進課
骨粗しょう症予防	<p>骨密度測定、保健師による個別指導、栄養士等による集団指導</p>	<p>健康推進課に申込み</p>	<p>平成30年3月31日を基準に、40～70歳の5歳毎の節目年齢の女性</p>	<p>5年に1回</p>	<p>600円            ※減免制度が適用できる場合があります。</p>	<p>健康増進法</p>	健康推進課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
地域包括支援センターの利用	高齢者の介護・福祉・健康・医療などに関する総合相談窓口。権利擁護、介護予防などの活動を通して、高齢者が暮らしやすい地域にするため、関係機関とのネットワークづくりに努める。	各地域包括支援センターに相談	おおむね65歳以上の高齢者とその家族等		無料	介護保険法	地域包括支援センター すばる ハピネス ゆうじん きらら いなえ
権利擁護サポートセンターの利用	高齢者および障害者への虐待等の権利侵害への対応や成年後見制度利用支援など権利擁護にかかる専門的な対応が求められる相談から支援までを総合的に行う。	権利擁護サポートセンターに相談	おおむね65歳以上の高齢者および障害者とその家族等		無料		彦根市権利擁護サポートセンター（たすき）
老人保護措置	老人福祉法に基づき、要援護高齢者を養護老人ホームに入所措置することにより、当該高齢者等の福祉の向上を図る。	介護福祉課に相談	在宅生活が困難な一人暮らし高齢者等（経済的・環境的な事情）		対象者の収入に応じて算定	老人福祉法	介護福祉課
高齢者住宅小規模改造助成	要介護高齢者が、在宅で安心して生活できる住環境を整備するため、日常生活動作の低下した高齢者の排泄、入浴、移動等を容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、寝たきり予防、生活の助長、家族介護の軽減を図る。	介護福祉課に必要書類を提出	次の全てに該当する方 ① 65歳以上の方 ② 要介護2以上（申請時）の認定を受けている方 ③ 日常生活を営むのに支障があり、住宅改造が必要な方 ④ 準寝たきり（判定基準ランクA）、寝たきり（判定基準ランクB、C）に該当する方 ⑤ 在宅重度障害者住宅改造費助成事業の助成を受けていない方 ⑥ 本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得額（控除済額）が県要綱に定める額を超えない方	助成限度額の範囲内で利用できる。 ※過去に利用があり、限度額を超えた場合は対象外（世帯単位）	助成額は対象経費の2分の1以内で、その最高限度額は250,000円 ただし、介護保険の要介護認定を受けた者は介護保険の給付を優先するものとし、その後、本要綱を利用する。	彦根市高齢者住宅小規模改造助成事業実施要綱	介護福祉課
緊急通報システムの設置	在宅の一人暮らし高齢者等の急病または事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安解消と安全を確保するため設置、運営する。	介護福祉課に申請書を提出	65歳以上の在宅の病弱な一人暮らし高齢者等	24時間 365日	1か月 124円 (生活保護世帯 0円)	彦根市緊急通報システム事業実施要綱	介護福祉課 障害福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
介護予防・日常生活支援サービス事業	市が実施する介護予防のための各種事業 訪問型サービス 通所型サービス 生活支援サービス	要支援認定を受けておられる人、または基本チェックリストに該当する場合に地域包括支援センター等のケアマネジメントにより利用	要支援認定1、2に該当する人、65歳以上の人で基本チェックリストに該当する人		サービス費用の1割～2割	彦根市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	医療福祉推進課
配食サービスの提供	一人暮らし高齢者またはこれに準ずる高齢者に対して、食の確保と安否確認のため弁当の宅配を実施する。(昼食のみ)	医療福祉推進課に申請書を提出	おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準じる世帯で、食の確保や調理が困難かつ安否確認が必要な方	1日1回	食材料費および調理費相当額は利用者負担 利用者が負担した額を除いた額を助成するものとし、1食当たりの助成額は単価の1/2または200円のいずれか低い額を限度とする。	彦根市配食サービス事業実施要綱	医療福祉推進課
地域介護予防活動支援事業(コソコソ続ける金亀(根気)体操)	①介護予防運動指導員養成講座 地域での介護予防活動をサポートするボランティアを養成する。 ②金亀体操(介護予防体操)出前講座、体操講座 高齢者を対象に地域の身近な場所で運動機能向上を目的とした金亀体操の出前講座・体操講座を実施する。	①医療福祉推進課に申込み ②各地域包括支援センターに申込み	①介護予防(運動)および地域ボランティアに関心のある方 ②介護予防(運動)に関心のある団体	①秋頃、数回実施予定 ②出前講座 1回 体操講座 1回(間隔を空けて3回まで)	①無料 ②無料	介護保険法	医療福祉推進課 地域包括支援センター すばる ハピネス ゆうじん きらら いなえ
介護予防普及啓発事業	医療福祉推進課職員等による介護予防に関する知識の普及・啓発を行うことにより、介護予防に向けた地域づくりと個々の自立を図る。	医療福祉推進課に申込み	老人クラブ、自治会、ボランティア団体等	規定なし	無料	介護保険法	医療福祉推進課
認知症を知る出前講座(認知症サポーター養成講座)	認知症について正しい知識を持ち、認知症という病気を持つ人やその家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成する。	医療福祉推進課に申込み	・市内在住の方 ・市内に通学・通勤している市外の方 ・市内の企業や団体  ※5人以上のグループで申込み	規定なし	無料	介護保険法	医療福祉推進課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
認知症早期発見のための出前講座（脳の健康チェック付ほっとかない認知症講座）	認知症の予防や早期発見の大切さについての講座 希望者は、もの忘れに気付くための質問について、パネルをタッチして答えることで脳の健康チェックができる。	各地域包括支援センターに申込み	・市内在住の方(概ね40歳以上) ※5人以上のグループで申込み	規定なし	無料	介護保険法	医療福祉推進課 地域包括支援センター すばる ハピネス ゆうじん きらら いなえ
脳の健康チェック	ご本人や家族が早期に物忘れに気付くための脳の健康チェックを実施 タッチパネルの他、認知症予防等を取り入れたイベント型の講座も実施予定	基本的には医療福祉推進課に予約制 イベント型の場合、先着順を予定	・市内に在住の方 ・脳の健康チェックは40歳以上の方	規定なし	無料	介護保険法	医療福祉推進課
介護家族のつどい ほっこり	主に認知症という病気を持つ人を介護する家族のつどい。 日頃の思いや悩みを話せる場所。毎月第2火曜日、13時30分からくすのきセンターで開催	特になし (予約不要)	・主に認知症という病気を持つ方を介護されている方	規定なし	お茶菓子代、1回200円 (初回の方は無料)		医療福祉推進課
認知症カフェ	認知症の本人や家族、認知症に関心がある方・・・誰もが気軽に立ち寄って、認知症について話したり、情報交換ができる場所 ☆毎月第2月曜日、第4水曜日に「小さな銀座（プチ銀座）」で開催。 ☆毎月第1水曜日、第3水曜日に「アップルジャム」で開催。	特になし (予約不要)	・認知症の病気を持つ本人や家族 ・認知症に関心がある人 ・その他、どなたでも	規定なし	無料 ご自身の喫茶代が必要 (必要時、実費分を負担する場合あり。)	介護保険法	医療福祉推進課
行方不明高齢者のためのメール配信	認知症等により行方不明になられた場合に、市民や事業所にその方の情報をメール配信し、広く捜索の協力を求めるもの。 事前登録制度もあり、登録者に早期発見ステッカーを配布している。	医療福祉推進課に申込み	・市内在住の方	規定なし	無料	介護保険法	医療福祉推進課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
医療機器貸与事業	在宅での療養を検討される方等に対し、短期間、下記の医療機器を貸出しする。 ① 吸入器 ② 喀痰吸引器 ③ 携帯型超音波画像診断装置 (※貸出は医師のみ)	彦根愛知犬上介護保険事業者協議会に申込み ※貸出し状況によっては、お貸出しできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町に居住する療養者で、次のいずれかに該当する方。 (1) 在宅での療養生活が可能な程度に症状が安定していると医師が判断した方 (2) 在宅で医療行為を受けている方または医療機器の使用が必要不可欠な方 (3) 他の制度により、医療機器の貸出しまたは給付等を受けることが困難な方	①、② 1か月以内 ③ 2週間以内	無料 ※ただし、消耗品（カテーテル等）は貸与対象者の方がご用意ください。		医療福祉推進課
介護相談員の派遣	介護保険のサービス事業所(施設等)を訪問し、サービス利用者の疑問や不満・不安を聴取し、事業所(者)との意見交換を行いながら、サービスの質の向上を図る。	介護福祉課に介護相談員の派遣を申し出る。	介護保険のサービスを提供する事業所		無料	彦根市介護相談員派遣等事業実施要綱	介護福祉課
やすらぎふれあいの館(宅老所)の利用	高齢者が要介護状態となることを防止するとともに、その心身の健康の保持、増進と生きがいのある生活が送れるようサービスを提供し、福祉の向上を図る。	宅老所に申込み	高齢者等	陽だまりの家 (平田) 電話 26-5118 開所：火・木曜日 10時～16時	1日 1,100円(食費含) 半日 500円	彦根市やすらぎふれあいの館整備運営費補助金交付要綱	医療福祉推進課
			ナルクの館シニアサロン (城東) 電話 23-2537 開所：火曜日 10時～15時	年会費 3,000円 1回 200円 昼食は持参か購入			
			日夏木曜ハウス (城陽) 電話 28-0625 開所：木曜日 10時～15時	1日 500円(食費含) (午後のみ200円)			
			ぬくもりの家 (金城) 電話 21-2764 開所：木曜日 10時～15時	1日 1,000円(食費含)			
			駅前くつろぎの家 (河瀬) 電話 25-1279 開所：火曜日 13時～16時	1回 100円			

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
			ふれあいの家ひらた (平田) 電話 22-5622	開所:水曜日 10時~15時	年会費 1,000円 1日 1,000円(食費含) 午前中 300円		
			高齢者相互支援友の会 「ごえもんさん」 (金城) 電話 080-5325-8677	開所:水曜日 10時~15時	年会費 1,000円 1日 800円(昼食付)		
			きらく (稲枝西) 電話 37-3729	開所:金曜日 13時~16時	1回 300円(おやつ含) ※第5週目の金曜日は開催しない。		
			ほほえみハウス (稲枝北) 電話 090-9766-3413	開所:水曜日 10時~15時	1回 300円(おやつ付) 別途、昼食540円(必要時) ※食事は事前に予約必要		
			ふれあい交遊広場なごみ (若葉) 電話 25-3521	開所:火曜日 9時30分 ~12時	1回 100円		
			あったかルーム(宅老) (平田) 電話 21-0664	開所:金曜日 10時30分 ~15時	1回 500円		
			宅老所あったかサロン (城南) 電話 22-5323	開所:月曜日 10時~15時	1回 100円		
おむつ等購入費助成	在宅で、おむつを使用して生活をしている方に対して、要介護状態の軽減または悪化防止を図ることを目的に、おむつ等の購入費を助成する。	介護福祉課に申請書に領収書を添付し、4か月に1度申請する。	次の全てに該当する方 ①在宅の要支援2以上の本市被保険者 ②おむつ等の使用状況を申告できる方 ③介護保険料の滞納がない方 ※入院中または施設に入所している方は除く。		1か月の購入代が7,000円までの場合は、9割を助成。7,000円の超過額については、助成なし。	彦根市おむつ等購入費助成事業実施要綱	介護福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
はり・灸・マッサージ 施術費給付事業	身体に拘縮がある方や寝たきりの方等に対して、身体機能の回復または悪化防止を図ることを目的に、はり・灸・マッサージの施術および往診に要した費用の一部を給付する。	介護福祉課に申請書兼請求書を提出	次の全てに該当する方 ①要支援 1 以上または介護予防・生活支援サービス事業対象者の本市被保険者 ②介護保険料の滞納がない方 ③市の指定した施術所で概ね週 1 回の施術を連続 9 回受けた方 ※全 9 回の施術のうち、7~9 回目の施術・往診に要した費用の一部を給付	給付限度額の範囲内まで給付	施術費 施術 1 回当たり 3,000 円 (1 年度当たり 9,000 円) 往診料 往診 1 回当たり 1,800 円 (1 年度当たり 5,400 円) を限度とする。	彦根市はり・灸・マッサージ施術費給付事業実施要綱	介護福祉課
高齢者介護予防推進事業	65 歳以上の高齢者が、スポーツ施設、スポーツ講座を利用したとき、費用の一部を助成し、寝たきりの原因となる生活習慣病を予防し、自主的・継続的な介護予防活動の促進を図る。 【対象施設】○フィットウィル彦根（スポーツ講座に限る。） ○エル・スポーツ彦根	利用した年度中の受講料等の領収書を添えて医療福祉推進課に申請書を提出	次の全てに該当する方 ①本市に居住する 65 歳以上の方 ②介護保険の被保険者 ③介護保険料の滞納がない方	年 3,000 円の助成まで	利用年度中の受講料等の 2 分の 1 を助成。ただし、1 人につき 1 年度 3,000 円を限度とする。	彦根市高齢者介護予防推進事業実施要綱	医療福祉推進課
高額介護サービス費等の支払資金貸付	介護保険法に基づく、居宅介護サービス費および施設介護サービス費等が著しく高額となるため支払が困難な方に対し、支払資金を貸付ける。	介護福祉課に高額介護サービス費等支払資金貸付申込書に次の書類を添えて提出する。 ①高額介護サービス費等支給申請書 ②保険対象分の方か、介護サービスに係る利用者負担額の請求書または領収書 ③高額介護サービス費等代理受領および借入金償還委任状	次の全てに該当する方 ①介護保険被保険者資格を有し、高額介護サービス費等の支給を申請している方 ②介護サービス費の支払が困難な方 ③介護保険料の滞納がない方 ④居宅サービスの利用者は、居宅サービス計画を作成している方	月に 1 回	(貸付限度額) 高額介護サービス費等として支給される見込額の 10 分の 9 以内の額で、1,000 円未満は切捨てとし、その額が 1,000 円未満のときは貸付を行わない。	彦根市高額介護サービス費等支払資金貸付要綱	介護福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
利用者負担額の軽減	特に生計が困難であると彦根市が確認した介護保険の被保険者について、介護保険サービスの提供を行う軽減実施事業者（社会福祉法人等）が、利用者負担額等を軽減する。  ※実施している事業所については、介護福祉課に要問合せ。	介護福祉課に申請書を提出	介護保険法による要介護認定を受けている方であって、この事業を行うことを滋賀県または彦根市に届け出ている事業者のサービスを利用される方、かつ、市民税非課税世帯であって、特に生計が困難である方および生活保護受給者	介護保険法に定める支給限度基準額以内	介護保険内の自己負担および施設利用時の食費・居住費の4分の1を軽減する。ただし、生活保護受給者については、施設利用時の居住費のみが軽減対象となり、居住費の全額を軽減する。	彦根市介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減事業実施要綱	介護福祉課
高齢者 24 時間対応型安心システム	介護者の急な病気、事故その他やむを得ない緊急の理由により、居宅において要介護等高齢者を介護できなくなった場合に、指定通所介護事業所等で介護サービスを提供する。	利用者が事業所に直接申込み	介護保険の要支援・要介護認定者 ただし、介護者の急な病気、事故、災害、葬祭、その他緊急やむを得ない理由により介護が困難になった場合に限る。	月 3 回、年 12 回を限度とする。  ※連続する 24 時間以内を 1 回とする。	基準事業費の 3 割	彦根市高齢者 24 時間対応型安心システム事業費補助金交付要綱	介護福祉課
障害者の住宅改造	在宅の重度心身障害者の日常生活の便宜を図るためその障害者の住居を改造するのに必要な経費の一部を助成する。	障害福祉課に申請書類等を提出	・肢体不自由・視覚障害の身体障害者 手帳の等級が 1・2 級の方 ・療育手帳 A 1・A 2 の方	1 回を基本とする。	助成額は助成対象経費の 2 分の 1 以内で、その助成限度額は 1 世帯につき 250,000 円。 ただし、住宅改修費（介護保険および障害者日常生活用具給付事業）の支給対象となる場合は、その給付を優先するものとし、その後、本要綱を利用する。 ※本人または扶養親族の前年の所得により支給制限あり。	彦根市在宅重度障害者住宅改造事業費助成金交付要綱	障害福祉課
車いすの貸出し	移動に支障のある人に対し、短期間の車いすの貸出しを行う。	障害福祉課に申請書を提出	原則として市内に在住し、移動に支障のある方	1 回の利用期間は、原則として 1 週間以内	無料	彦根市車いす貸付要綱	障害福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
日常生活用具給付等事業 補装具費の支給	身体上の障害を直接的に補う補装具（修理）費の支給や日常生活用具を給付することにより障害者の日常生活の利便を図る。 〔日常生活用具給付等事業〕 平成27年度－ 音声血圧計・地上デジタル波対応ラジオ給付用具追加 平成28年度－ 一部用具基準額変更 平成29年度－ 一部用具対象者拡大 排痰補助装置給付用具追加	障害福祉課に申請書類等を提出 補装具費の支給に関しては、県障害者更生相談所への判定が必要な場合あり。	障害の状況に応じた補装具および日常生活用具を必要とする方  平成25度から身体障害者手帳の交付を受けない難病患者等が一定の条件を満たすと、支給・給付の対象となります。	耐用年数、破損状況に応じて支給  なお、日常生活用具の修理は自己負担	原則として1割負担（月額上限負担額の設定あり。） 高額所得者は支給、給付対象外になる。	彦根市地域生活支援事業実施要綱、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）	障害福祉課
身体障害者自動車改造費の助成	上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者自らが運転する場合や、下肢または体幹機能障害の重度身体障害者（児）で移動介護用装置を装着・改造する必要がある方（家族の者等が運転）が自動車を取得する場合等、その自動車を改造する経費の一部を助成する。 助成の最高限度額 100,000円	障害福祉課に申請書類等を提出	・自らが運転する場合 上肢、下肢または体幹機能障害の身体障害者 ・移動介護用装置を装着 下肢または体幹機能障害の重度身体障害者（児）身体障害者手帳1級2級		本人または扶養親族の前年の所得により支給制限あり。	彦根市身体障害者自動車改造費助成金交付要綱	障害福祉課
障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業	重度障害者に対し自動車燃料費やタクシー運賃の助成券を交付し、障害者の積極的な社会参加を促進する。	障害福祉課に助成申請書を提出	施設に入所していない方で、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1・2級で聴覚障害、上肢障害以外の方 ・療育手帳A1・A2の方 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 〔所得制限あり（市民税所得割16万円以上の方は対象外）〕	ガソリン券・・・1枚 300円の助成券を20枚交付（年間6,000円、半年毎に3,000円の利用制限あり）。 タクシー券・・・1枚 500円の助成券を24枚交付（年間12,000円、1回の乗車につき2枚まで利用できます）。		彦根市心身障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱	障害福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
特別障害者手当等支給	20歳以上の在宅の重度障害者で、常時特別の介護を要する状態にある方に対し、手当を支給する。	障害福祉課に特別障害者手当認定請求書類等を提出	おおむね身体障害者手帳2級以上の障害または療育手帳A1・A2程度の障害を重複している方等（特別障害者手当認定診断書により認定） ※障害者手帳の交付(所持)が必須条件ではありません。		本人または扶養親族の前年の所得により支給制限あり。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害福祉課
更生医療の給付（自立支援医療）	身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を、知事（中核市以上は市長）の指定した医療機関で行う。	障害福祉課に自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、医師の意見書等を提出	・心臓疾患に関する手術 ・人工関節置換術 ・人工透析 などを必要とする方		原則として医療費の1割負担（所得に応じて月額負担上限額が設定される。）前年の所得により支給制限あり。	障害者総合支援法	障害福祉課
精神通院医療の給付（自立支援医療）	精神の病気で病院や診療所に通院する際にかかった医療費の自己負担分を軽減するため公費負担を行う。	障害福祉課に申請書、医師の診断書等を提出	精神の病気（統合失調症、うつ病、てんかん、神経症等）で長期に通院が必要な方（入院医療費は対象外）		原則として医療費の1割負担（所得に応じて月額負担上限額が設定される。）	障害者総合支援法	障害福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者・児の移動・外出に関する支援を、居宅介護事業所等に委託して行う。	障害福祉課に申請書類等を提出 (利用者証が必要)	①体幹・下肢・脳原性移動3級以上 ②視覚障害1・2級（ガイドヘルプ） ③療育手帳・精神保健福祉手帳所持者 ④発達障害者・児（日中一時支援利用者に限る） (ただし、65歳以上の方は②に該当する場合のみ対象)	ガイドヘルプ・・・月50時間を上限 ガイドヘルプ以外・・・月30時間を上限	サービスにかかった費用の1割負担 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料)	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や介護負担軽減を図るため、障害福祉サービス事業所に委託して行う。	障害福祉課に申請書類等を提出 (利用者証が必要)	・身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を所持している人 ・発達障害者等 (ただし、介護保険等の同等サービスを受けられる方は除く。)		3時間以内・・・300円/回 3～6時間・・・450円/回 6～7時間・・・600円/回 以降、1時間毎に75円を加算する。 送迎（片道当たり）・・・50円 (生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料)	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課
意思疎通支援事業	手話および要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚および言語障害者等の社会生活におけるコミュニケーションの確保（手話通訳・要約筆記）を図る。	障害福祉課に申出	手話および要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚および言語障害のある方		個人への派遣は無料 団体への派遣は有料	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
相談支援事業	<p>障害者等の福祉に関する問題について、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等や、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を事業所に委託して行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ステップアップ21」 ※基幹相談支援センター (豊郷町 電話 35-0008 FAX 35-2123)</li> <li>・「地域生活センターまな」 (彦根市 電話 21-2192 FAX 21-2193)</li> <li>・「相談支援事業所 彦根学園」 (彦根市 電話 26-7088 FAX 26-7077)</li> <li>・「相談支援センター あおい」 (彦根市 電話 47-6406 FAX 47-6407)</li> <li>・「ぼぼ相談室」 (彦根市 電話 47-5190 FAX 47-5190)</li> <li>・「相談支援事業所 かいぜ寮」 (彦根市 電話 43-3811 FAX 43-4111)</li> <li>・「相談支援センター あすなろ」 (豊郷町 電話 35-4677 FAX 35-4695)</li> </ul>	<p>障害者・児とその家族、関係者等。 「ステップアップ21」…障害児者全般</p> <p>「地域生活支援センター まな」 …主に精神障害児者</p> <p>「相談支援事業所 彦根学園」 …主に知的障害児者</p> <p>「相談支援センター あおい」 …障害者全般</p> <p>「ぼぼ相談室」…障害児全般</p> <p>「相談支援事業所 かいぜ寮」 …主に知的障害児者</p> <p>「相談支援センターあすなろ」 …主に知的・精神障害者</p>		無料	彦根市地域生活支援事業実施要綱	障害福祉課

施策名	事業概要	利用の手続き方法	利用できる方	利用できる頻度	利用料負担	根拠要綱等	担当課
障害福祉サービス給付事業	障害者総合支援法（および児童福祉法）に基づき、障害支援区分やサービス毎に支給量を決定し、各種サービスを提供し、障害者の日常生活の向上を図るもの。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・生活介護 ・就労継続支援 など	障害福祉課に申請書類等を提出 (受給者証が必要)	身体障害者手帳を所持している人、知的障害、精神障害（発達障害を含む）のある人、難病患者等（平成25年度から） (ただし、介護保険等の同等サービスを受けられる方は除く。)		負担能力に応じた利用者負担額（月額負担上限額か、1割相当額のいずれか低い方）	障害者総合支援法	障害福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮する世帯に対し、地域などからの情報提供をもとに、早期に支援を行うことで、自立した生活を目指す。	社会福祉課に相談予約を入れ、相談内容に応じて申請等の提案をさせていただきます。	経済的な困窮を理由として、生活に困っている人	随時	なし	生活困窮者自立支援法	社会福祉課
生活保護事業	憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する世帯に対し、最低限度の生活を保障するために必要な給付を行う。					生活保護法	